作成日：2023年10月13日

IEAT全球貿易商機での日本産食品情報掲載　申請要領

１　目的

この要領は、日本台湾交流協会に設置した、農林水産物・食品輸出支援プラットフォーム（以下、台湾PFとする。）を通して、台北市進出口商業同業公会（以下、IEATとする。）が運営するウェブサイト（IEAT全球貿易商機※）に、輸出に取り組む食品関連事業者の商品情報等を掲載するための手続を定めるものである。

※リンク：https://www.ieatpe.org.tw/trade/board.aspx?utm\_campaign=header

２　掲載手続等

1. 申請者の要件

申請者は、次のア及びイに該当する事業者とする。

ア　申請者自身又は申請者が構成員となっている事業者が、GFP（農林水産物・食品輸出プロジェクト）のコミュニティサイト （https://www.gfp1.maff.go.jp）に登録していること。

イ　申請者自身又は申請者が構成員となっている事業者が、ジェトロの運営するJapan Street（https://www.jetro.go.jp/services/japan\_street.html）に登録していること。

1. 掲載手続

ア　申請者は、別紙様式１及び別紙様式２を記入し、taiwan-pf-k1★tp.koryu.or.jp　（★を@に置き換えること）宛てにメールで送付すること。別紙様式２については、中国語（繁体字）もしくは英語で記入すること。

イ　台湾PFは、アによる申請を受けたときは、提出のあった書類により（１）の要件に適合しているかどうかを確認する。台湾PFは必要に応じ、申請者に対し内容の確認等を行うことがある。

ウ　台湾PFは、イによる申請内容に問題が無い場合、受理した申請内容をIEATへ送付し、IEAT全球貿易商機への掲載を依頼する。

1. 掲載事項の変更等

ア　申請者は、IEAT全球貿易商機への掲載事項の変更があるときは、別紙様式３及び変更後の情報を記入した別紙様式２を、（２）アの宛先にメールで送付すること。

イ　申請者は、IEAT全球貿易商機への掲載を取り下げる場合は、別紙様式４を記入し、（２）アの宛先にメールで送付すること。

ウ　台湾PFは、ア及びイに係るメールを受けたときは、内容を確認の上、IEATに伝達する。

（４）掲載事項の取り下げ

台湾PFは、申請者が次のいずれかに該当する場合、台湾PFからIEATに伝達し、申請者の商品のIEAT全球貿易商機での掲載を取り下げることができる。

ア　法令や公序良俗に反する行為を行ったと認められたとき。

イ　虚偽の情報を提供するなど、第三者に不利益をもたらすような行為をしたと認められたとき。

ウ　２（１）の要件を満たさなくなったと認められたとき。

３　その他

申請者は、台湾の輸入規制や検疫条件に照らして、IEAT全球貿易商機への掲載を希望する商品が台湾で流通可能な日本産農水産物・食品であることを以下の情報等から確認すること。

* 日本からの輸出に関する制度（ジェトロwebサイト） <https://www.jetro.go.jp/industry/foods/exportguide/country.html>
* 海外の食品規則チェックサイト OMARS

<https://export-regulations.maff.go.jp/>

* GFP輸出診断

https://www.gfp1.maff.go.jp/entry/regist\_page